

## 第二期栃木市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について

令和5年9月11日 子育て支援課

栃木市では、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度を初年度とする第二期栃木市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年～令和6年度）を策定しています。

この計画に基づく施策の実施状況について、同法に基づく国の基本指針により公表するものです。

### 1 令和4年度の進捗状況

市町村は、国が示す基本指針に即して、教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期等の義務的記載事項のほか、任意的記載事項等を規定した五年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされております。

第二期栃木市子ども・子育て支援事業計画は、目標年度である令和6年度の数値目標として、6つの基本施策を設定しております。

令和4年度の進捗状況をみると、各年度の目標値が設定されている義務的記載事項（基本施策1及び基本施策2）については、目標値を達成したと評価できる項目が10項目（約56%）、基準値（前年度）より改善したと評価できる項目が4項目（約22%）となった。

令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が出ている事業はあるものの、その事業については令和3年度の実績値に比べ改善が見られました。全体的には、目標とする子ども・子育て支援に係る環境整備はおおむね順調に進んでいると判断します。

#### 【義務的記載事項指標総括表】

目標値に対する達成状況を次のとおり評価します。

区分	目標値達成状況の判断
A	目標値を達成した。
B	目標値は未達成だが、前年度より改善した。
C	目標値は未達成であり、前年度より改善していない。

#### 基本施策1 幼児期における学校教育・保育の充実（教育・保育施設の量の見込みと確保の方策）

施策項目	年齢	対象事業	達成状況			備考
			A	B	C	
(1) 1号認定	3～5歳	認定こども園	○			
(2) 2号認定	3～5歳	認定こども園・保育園	○			
(3) 3号認定	0歳	認定こども園・保育園・特定地域型保育事業	○			
(4) 3号認定	1・2歳	認定こども園・保育園・特定地域型保育事業	○			

#### 基本施策2 地域における子育て・子育ての支援

（地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策）

施策項目	対象	達成状況			備考
		A	B	C	
(1) 時間外保育（延長保育）	0～5歳	○			
(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）	小学校1年～6年生		○		※1
(3) 放課後子ども教室	すべての子ども		○		※2
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	0～18歳			○	※3
(5) 地域子育て支援拠点事業	0～5歳		○		※4

施策項目	対象	達成状況			備考
		A	B	C	
(6) 一時預かり事業					
①認定こども園の在園児を対象とした預かり保育	3～5歳	○			
②在園児以外を対象とする一時預かり事業	0～5歳	○			
(7) 病児保育事業	0～8歳 (小学3年生まで)	○			
(8) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	乳幼児、小学生			○	※5
(9) 利用者支援事業	子どもの保護者 (妊産婦も含む)	○			
(10) 妊産婦健康診査	すべての妊産婦			○	※6
(11) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児 のいる全ての家庭		○		※7
(12) 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な 家庭(妊産婦も含む)			○	※8
(13) 実費徴収に係る補足給付事業	補足給付が特に必要な 家庭(主に低所得世帯)	○			
(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—	—	—	—	

(令和4年度目標値に実績値が達しなかった主な理由)

- ※1 学童保育利用者が大きく増えなかった理由は、新型コロナウイルス感染症対策として密の回避、利用を控える動きによるものと考えられる。
- ※2 公民館において実施している子どもを対象とした講座を、全ての公民館11館で予定していたが、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止のため、10館での実施となったことが理由として考えられる。
- ※3 利用児童の体調不良等、利用者の都合によるキャンセルがあったことが理由と考えられる。
- ※4 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として利用制限を実施していること、また、利用者の利用控えがあるものと考えられる。
- ※5 昨年度と依頼会員数は概ね同数であるものの、高齢者の提供会員数の減少があった。また、依頼件数が減少の理由として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止によるサービス全体の利用控えと考える。
- ※6 妊娠届出数の減少から、妊産婦健康診査受診者数の減少となっている。(R2年度878件、R3年度762件、R4年度724件) 妊娠届出数は全国的に減少しており、理由としてはコロナ禍により、母体や子どもへの感染リスクによる妊娠控えがあると思われ、本市でも同様と考える。
- ※7 妊娠届出数の減少から、乳児数は減少し、訪問乳児数の減少となっている。妊娠届出数は全国的に減少しており、理由としては、コロナ禍による、母体や子どもへの感染リスクによる妊娠控えがあると思われる、本市でも同様と考える。
- ※8 母子保健部局の産後ヘルパーの事業による育児家事援助が充実してきたことから、養育支援員の訪問が介護士等による育児家事支援から、保育士等の専門的立場からの相談支援中心になってきたことが理由として考えられる。

## 2 今後の対応

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置付けが「新型インフルエンザ等感染症(いわゆる2類相当)」から「5類感染症」に移行されたことを踏まえ、特に、これまで緊急事態宣言をはじめ、様々な制限・制約により計画どおりに進められなかった施策や事業については、引き続き、必要な感染対策を講じつつ、令和6年度の目標達成に向け、子ども・子育て支援に関する施策や事業を計画的に推進するとともに、安全・安心な子育て環境の確保のための新たな施策の検討を行います。